（前のページより続き）

〔公　告〕

諸事項

官庁
司法書士懲戒処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係
特殊法人等
預金保険の保険料率、日本弁護士連合会平成三十一年度役員就任、農水産業協同組合貯金保険の保険料率関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（政令第一四一号）（厚生労働省）　三

1　市町村長が行う年金生活者支援給付金に係る事務の処理に必要な費用として市町村に交付する交付金の額を、次に掲げる額の合計額とすることとした。（本則関係）

㈠　二六〇八円を基準として厚生労働大臣が市町村の区域を勘案して定める額に、当該市町村における厚生労働省令で定めるところにより算定した、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二四年法律第一〇二号。以下「法」という。）第五条、第一二条、第一七条又は第二二条の規定による認定の請求について法定受託事務として受理した数を乗じて得た額

㈡　三〇円に、市町村における厚生労働省令で定めるところにより算定した法第三六条第一項に規定する年金生活者支援給付金受給資格者（法第三九条の規定により当該市町村がその収入の状況に関して情報の提供を行うものに限る。）の数を乗じて得た額

2　この政令は、平成三一年一〇月一日から施行することとした。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十一年四月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令

政令第百四十一号

年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令

内閣は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第二十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（以下「法」という。）第二十七条の規定により、毎年度、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が法又は法に基づく政令の規定によって行う年金生活者支援給付金に係る事務の処理に必要な費用として、国が、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）に交付する交付金の額は、次に掲げる額の合計額（当該合計額が当該年度において現に要した費用を超える場合には、当該現に要した費用の額）とする。

一　二千六百八円を基準として厚生労働大臣が市町村の区域を勘案して定める額に、当該市町村における厚生労働省令で定めるところにより算定した次に掲げる数の合計数を乗じて得た額

イ　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号。以下「施行令」という。）第十五条第一項第一号に掲げる事務に関し市町村長が法第五条又は第十二条の規定による認定の請求を受理した数

ロ　施行令第十五条第一項第二号に掲げる事務に関し市町村長が法第十七条の規定による認定の請求を受理した数

ハ　施行令第十五条第一項第四号に掲げる事務に関し市町村長が法第二十二条の規定による認定の請求を受理した数

二　三十円に、当該市町村における厚生労働省令で定めるところにより算定した法第三十六条第一項に規定する年金生活者支援給付金受給資格者（法第三十九条の規定により当該市町村がその収入の状況に関して情報の提供を行うものに限る。）の数を乗じて得た額

附　則

この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。

厚生労働大臣　根本　匠

内閣総理大臣　安倍　晋三

省令

○外務省令第六号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）を実施するため、アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月一日

外務大臣　河野　太郎